

伊勢原市道自費工事承認基準

(目的)

第1条 この基準は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)

第24条及び道路構造令(昭和45年政令第320号) 道路標識・区画線令で定めるもののほか、道路管理者以外の者が行う道路工事申請(以下「自費工事申請」という。)を承認する場合に必要な基準を定めるものとする。

(承認の基本条件)

第2条 自費工事申請は、次の各号いずれにも該当する場合に限り、承認することができる。

(1) 道路管理上支障がない場合

(2) 伊勢原市標準道路構造仕様及び整備基準に適合している場合

(3) 申請者が当該工事を行う必要性があり、かつ、設計及び実施計画に合理性があると認められる場合

(標準道路構造仕様及び整備基準)

第3条 前条の標準道路構造仕様は、別に定めるものとする。

2 前条の整備基準は、国の防護柵設置基準、道路照明施設設置基準、視線誘導標設置基準、アスファルト舗装要綱等の基準及び要綱、県福祉の街づくり整備マニュアルを準用するものとする。

(舗装構成)

第4条 道路の舗装は、アスファルト舗装とする。ただし、工事箇所が未舗装の路線では、既存道路との整合、交通安全及び近接地への影響を総合的に勘案し、簡易舗装又は砂利敷を認めることができるものとする。工事箇所が既存コンクリート舗装である場合又は道路勾配上アスファルト舗装が困難な場合は、コンクリート舗装とすることができる。

(出入り口幅の限度)

第5条 歩道切下げ工事の切下げ幅及び民地出入口工事の出入口幅は、消防法(昭和23年法律第186号) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令306号)及び神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号。以下「県建築基準条例」という。)等で出入口幅が規定されている場合を除き、次の各号を限度とするものとする。

(1) 専ら普通車両の出入口を目的とする場合は、原則4.2メートルまでとする。

(2) 専ら大型車両の出入口を目的とする場合は、原則6メートルまでとする。

(3) 地形や敷地の形状から前2号の基準では、車両の出入りが著しく困難で、かつ、出入口を分離することが出来ない場合は、歩行者の安全確保、前面道路の幅員、車両軌跡図等を勘案し、必要最低限の幅で認めることができるものとする。この場合、歩行者及び車両の交通安全を確保するため、必要な交通安全施設を設置することを条件とすることができる。

2 前項第1号及び次条に規定する普通車両の通行について、2箇所の車両出入口を1箇

所とする場合にあってはその幅を6.0メートルまでにすることができる。

(切下げ箇所限度)

第6条 歩道切下げの工事申請は、消防法、危険物の規制に関する政令及び県建築基準条例等で規定されている場合を除き、原則として専用住宅では1宅地につき1箇所とし、出入口を分離する必要がある施設等の特別な事情がある場合は、2箇所まで車両出入口を設置することができるものとする。

(不用部の復旧)

第7条 新たな歩道の切下げ申請は、不要となる既存切下げ部分の復元及び占用物件があるときには、マンホール蓋の敷調整や電柱類の移設等も含めるものとする。

(切下げが連続する場合の取扱)

第8条 歩道切下げの工事申請により、前後のマウンドアップ区間が10メートル以下となる場合は、やむを得ない場合を除き、影響する区間の歩道舗装面をフラット式歩道とし、両アールブロック等で歩車道を分離するものとする。

(占用物件防護)

第9条 歩道切下げの工事により、歩道に埋設されている占用物件の土被りが0.6メートル以下(下水道本管では1メートル以下)となる場合には、必要な防護措置は、当該自費工事申請者が占用物件管理者の指示に従い自費にて行うものとする。

(交差点よりの離れ限度)

第10条 交差点周辺の民地出入口の工事申請は、他に余地がなくやむを得ないと認められる場合を除き、交差点よりの離れは、次の距離とする。なお、横断歩道帯に出入口部分があたる場合は、原則認めず、出入口位置の変更を条件とするものとする。

(1) 停止線がある場合は、停止線より5メートル以上離れた距離とする。

(2) 停止線がない場合は、交差点端部より5メートル以上離れた距離とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年1月1日より施行する。

(伊勢原市自費工事承認基準の廃止)

2 伊勢原市道自費工事承認基準(平成12年10月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この基準施行時に、既に道路法第24条の規定に基づく承認申請を受理しているものにおいては、なお従前の例による。

(注1) 第5条第1項第2号の「大型車両」には、道路交通法施行規則第2条に定める大型特殊車両、道路法第47条の2により許可を受けた特殊車両もふくむ。

(注2) 第6条の「出入口を分離する必要がある施設」とは、複数車両の

駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内で転回可能であり、道路管理上出入口を分離した方が交通の支障とならないと認められる施設をいい、業種・形態は問わない。

(注3) 第10条の「やむを得ないと認められる場合」については、敷地の形状から交差点よりの離れが取れない場合である。この場合、交差点より極力離れを取ると共に、出入口の幅を通常以下とし交差点の安全確保につとめるものとする。

(注4) 第10条の交差点よりの離れの距離5メートルは、交通安全上車1台分のスペースを確保する意味であり、T字路及び一方の道路が自動車走行不能の場合は、この限りでない。